

# 減価償却の本質

長谷川 美千留

## 1. 減価償却の本質が内包する問題

減価償却とは、適正な期間損益計算の名の下、固定資産の減価分を把握し、当該固定資産の取得原価から残存価額を控除した金額を耐用年数で配分する処理である。今日の企業において、「減価償却は極めて弾力的、政策的であり、それを固定資産の原価に基づく費用配分計算として認識することはできないほど（大橋 [1985] 1頁）」であり、また、「企業の財務政策に規定された恣意的な減価償却実務が支配的となっているのが現実である。（角瀬 [1986] 164頁）」近年の会計においては、法的形式重視から、経済的実態重視への移行が特徴であるが、固定資産の取得原価から減価償却費を控除し、そこから導出された当該固定資産の貸借対照表評価額が、経済的実態を映しているとは言い難い。<sup>(注1)</sup>

この減価償却の手続きを用いた恣意的な操作については、一般的に、減価償却における定額法、定率法の恣意的な選択による問題として良く取り上げられる。定額法・定率法における費用額の著しい差異については、「定額法と定率法とでは90対206（耐用年数10年の場合の初年度）となり、定率法による費用計上は、定額法による費用計上の200%を超える。このような費用の著しい相違を生じる計算は、減価償却以外については見ることはできない（沼田

[1982] 30頁)/(角瀬 [1986] 164頁)」と、繰り返し、その問題点が指摘されている。アメリカにおいても、「1960年代末に顕著だったとして言われている減価償却方法の変更によって報告利益を増大させたような利益操作（浦野 [1988] 48頁）」が一般に存在していた。この問題を解決するには、資産が費用に転化するという現象を適正に把握しなくてはならない。償却性資産における資産の費用化のプロセスにおいて、「適正」な償却金額を確定しなくてはならないのである。その次の段階として、その事象を適切に写像する会計処理が行われているか、という問題になる。

しかしながら、減価償却という処理それ自体が仮定計算であり、そこには固定資産の価値の減少分を確実に算出するような仮定計算が可能であるか、という問題が生じるのである。減価償却の耐用年数どおりに機械が使用不能になり、補充の固定資産が購入されるということはない。そして、当該固定資産の補充のタイミングまでに、段階的に回収された資金は、蓄積されることになる。また、この段階的な回収をさらに恣意性を持って（加速度償却などの様に）政策的にコントロールすることもできる。「商品の実現と歩調を同じくして貨幣に転形された固定資産の価値部分は、貨幣から現物形態への再転形の時期まで、さしあたっては貨幣準備金の形態で蓄積される（高山 [1983] 77頁）」のである。加速度償却を行えば、さらに多額の回収金額を、再転形までの期間が長期化するため長期に渡り蓄積することができる。<sup>(注2)</sup>

八戸大学ビジネス学部

<sup>(注1)</sup> 「公表会計の虚構性、政策的性は減価償却、引当金、棚卸資産の評価などに典型的に現れる。（大橋 [1990] 3頁）」と指摘される。とりわけ費用の過大計上による「利潤源泉を拡大する根拠を創出するという機能（大橋 [1990] 5頁）」が問題となる。

<sup>(注2)</sup> これらの減価償却基金の拡大効果についての議論は、高山朋子著『減価償却論』白桃書房

後に詳しく述べるが、明治時代、我が国における減価償却は、船舶事業拡大という国家政策からの導入、そして今ひとつが損金算入の是非という税務的視点から導入されている。そもそも、企業の節税という観点からの制度化という背景を持っている。企業の意向を国家が制度ならびに税制面から支えるものであり、言い換えるなら経営者の意思決定要素が深く影響する性質を本質的に有している。一定の制約が課されるが、経営の意向（政策）が強く反映される結果となる。

## 2. 過大償却

たとえば耐用年数の延長による過小な償却は資産の過大評価をもたらす、耐用年数の短期化による過大償却は、資産の過小評価をもたらす。いずれも実態とは乖離するが、とりわけ大企業における過大償却は問題となる。「帳簿上償却済みであるにもかかわらず、固定資産が現に稼働している状況は、特に独占的な大企業では一般的である。こうした状況の下では、長期間にわたって帳簿に表れない簿外資産（含み資産）形成される（大橋 [1985] 6 頁）」のである。

この過大償却の機能について、大橋教授は以下の事例を用いて述べている。「取得原価 1,000 万円、残存価額 100 万円、耐用年数 10 年の設備資産が、初めの 10 年間は毎年 1 台ずつ増加されるものとし、次の 10 年間はこの資産は増加せず、除却に伴い取替え購入のみが行われると仮定する。（中略）この設例によると、設備資産が増加、維持される段階では、償却累計額は加速度的な償却を行うことによって、大きなものとなるかまたはその大きさが維持される。企業において、設備資産が拡大維持されることが通常の状態であるため、この設例での償却方法の違いによる償却累計額の差額は、一時的、相対的なものではなく、事実上、半恒久的、絶

対的なものとなる。（大橋 [1985] 13 頁）」この設例においては、10 年目のそれぞれの減価償却方法による減価償却累計額は、定額法 4,950 万円・定率法が 6,524 万円・1/3 特別償却が 7,908 万円となる。この時点における定額法とその他の方法との差額は、定率法が 1,574 万円、1/3 特別償却が 2,958 万円に達し、その後の 10 年間維持される。<sup>(注3)</sup>

積極的な解決として、適正な減価償却金額を問う、または、消極的な解決として恣意性をいかに排除できるかという 2 つの方法が考えられる。そして、後者の解決には、恣意性の背後にある、企業ないしは経営者の動機とわが国における減価償却の萌芽がどのようなものであったかを考察する必要がある。ある時点において、当該固定資産に対する現実の売却価額は、通常、取得原価から償却額を控除した貸借対照表価額と異なる場合がほとんどである。そもそも現実把握することが困難な金額を、仮定計算させるという減価償却の本質、いうなれば、誰も正解を出せない問いに対し、解答者である企業の解答を正解とみなすような、減価償却の本質に問題の根源がある。企業にとって恣意性の高い仮定計算が可能であるという本質こそが、会計をゆがめる道具となりうる危険を内包しているのである。

## 3. 減価償却と経済的価値移転

減価償却は、「固定資産の生産的使用による価値の生産物への移転の計算（高山 [1983] 7 頁）」である。費消された価値が、別の対象へと部分的に経済的な価値移転プロセスである。会計上の処理である減価償却の本質に経済学的な基礎を見出すものである。すなわち、「減価償却という会計手続きの基礎に、経済現象としての固定資本価値の減価の存在を否定することはできない（角瀬 [1986] 162 頁）」のである。

1983 年第 4 章「理論上の減価償却基金の拡大効果」に詳しい。

<sup>(注3)</sup> 大橋英五著『独占企業と減価償却』大月書店 1985 年 13 頁-15 頁参照のこと。

しかし、「同時に会計上の減価償却と経済上の価値移転とが、概念的にも実質的にも同一のものでないことにも注意が払われる必要がある。(角瀬「1986」164頁)」

流動資産はその価値を全て生産物に移転するが、固定資産はその価値移転が部分的となる。部分的な価値移転は、当該固定資産の使用期間にわたり、固定資産自身の価値を少しずつ喪失しながら、その喪失した価値が生産物という対象に移転していくのである。この移転した価値は、いずれ生産物の売却を通じて、貨幣として回収される。移転せずに未だ拘束された価値部分と移転部分を区別するものとして、減価償却が存在しているのである。しかし、経済的な価値移転においては、使用価値の減少を意味し、陳腐化といった価値減少を含まない。経済的価値移転と会計上の減価償却の相違について、角瀬教授は以下の2点を提示されている。「第1にその対象であるが、経済的価値移転は生産過程における不変資本の一部である固定資本に関するものであるが、会計上の減価償却は、生産過程に限らず、流過程をも含んだ企業の全循環過程において投下された固定資本を対象としているものである。第2に、その減価の認識についてであるが、経済上の価値移転は、固定資本がその使用によってその使用価値を失う平均度に応じて生産物に引き渡す価値のみを指し、陳腐化や不適用化による社会的磨耗部分を含んでいないが、会計上の減価償却には、機能的減価としてそれも含まれているのである。(角瀬「1986」163頁)」

#### 4. わが国における減価償却の史的展開（戦前）

適正な期間損益計算の名の下に正当化される減価償却であるが、例えば、かつて、商法上の「相当ノ償却」の意図的な拡大解釈から、恣意性の高い特別償却をも含ませる事態が生じた。すなわち「商法上の相当ノ償却の法解釈が『そ

の企業からみて合理的な方法であればよい』とされたばかりでなく、経団連はさらに国による政策的と区別償却をも『相当ノ償却』の中に含まれるものとしたのである。(角瀬「1986」157頁)」では、そもそも減価償却という処理は、我が国においては、第1に会計政策上の動機(恣意性の隠れ蓑)と第2に税務上の動機、言い換えるなら損金算入による効果のいずれに端を発するのであろうか。1890年(明治21年)、我が国初の商法典が編纂されたのは周知のことであるが、その後、1899年(明治32年)新たに商法典が制定された。この1899年商法(明治32年)(のちに、1911年：明治44年に商法改正)もドイツ商法典(1861年商法典)をモデルとしたものである。そして、この当時、資産については財産目録における時価以下主義による評価が行われる。すなわち有形固定資産ならびに無形固定資産の評価に際して、「取得原価－減価償却費＝帳簿価額」の枠組みが明確になってくるのは、昭和に入り1936年(昭和11年)商工省による「財産評価準則」においてである。この財産評価準則の企業に対する拘束性は弱い。その2年後1938年(昭和13年)再び商法改正が施行され、固定資産に関する時価以下主義から、取得原価による資産評価が強制されることになる。<sup>(注4)</sup> すなわち、取得原価による固定資産評価と減価償却という枠組みが、昭和10年代前半に定着していることが分かる。

税務上は、企業が減価償却費の損金算入承認を主張し、すでに明治期において、訴訟という形で表面化しているのである。1899年(明治32年)法人税の徴収が開始された翌年、1900年(明治33年)日本紡績株式会社訴訟である。「これが減価償却の認識について我が国最初のものともみられる。すなわち、会社が機械・建物の消去金を所得の計算上損金として認めることを要求した訴訟で、これについての判決は『機

<sup>(注4)</sup> 我が国における商法会計の歴史については、武田安弘稿「二十一世紀における我が国財務会計発展の特徴」会計第158巻第2号を参照。

械建物消去金は、現実に事業年度内において消費したものにあらざして、原告会社が将来の用途を予想し、これがために会社の利益金の中より積立てたる金額に他ならず」といい、よって損失とは認めないというものであった。(沼田[1982] 217頁) この時点においては、減価償却ではなく「消去金」という表現が用いられ、また「現実の費消」がない、「利益金の中の積立」の方便にすぎないという、判断が下されていることが分かる。単なる「費消」ではなく、「現実の費消」とは、費用化を意味するのか、支出を伴う費用を意味するのか、不明である。「将来の用途の予想」であり、承認できないという主張であるから、その減価償却の本質である仮定性を否定している。

重要なのは、海運業における船舶に関する減価償却導入である。国家の政策的保護の下、1885年特殊会社として設立された日本郵船といった海運業においては、1877年(明治18年)という早い時期から、減価償却が導入されていた。1903年(明治36年)東洋汽船株式会社訴訟における船舶償却の判決である。商法における資産評価の若干の経緯については、すでに述べたが、この当時は、毎期の財産目録調整が存在する。そして、この訴訟時点1903年(明治36年)においては、商法典は時価以下ではなく、時価主義を採用している。そののち1911年(明治44年)から時価以下主義が採用される。営業用固定資産に対する取得原価主義が適用されるのは商工省臨時産業合理局財務管理委員会「財産評価準則」では、1936年(昭和11年)、商法では1938年(昭和13年)改正である。この償却をめぐる裁判における判決は「『しかるに船舶はその時価を知る事難きものなれば、原告が船舶の価格を船齢に割り当て損失を算定するのは不当なりというべからず』」としている。(沼田[1982] 218頁) この判決は、財産目録における財産評価の適正性という側面から判決が述べられている。すなわち、適正な損益計算に基づく費用の側面でも、「消去の側面」でも

なく、あくまで財産目録における財産の時価評価(調整)という視点が採用されているのである。<sup>(注5)</sup>

この経緯を概観すると、我が国における減価償却の萌芽期においては、企業から規制当局への税務上の動機による強い訴えかけが、その発端となっていることがうかがえる。また、当初は明治期においても減価償却の利益の積立という企業の恣意的な内部留保につながるという性質が判決においても指摘され、かつ財産の時価評価(評価減)という側面からしか容認されなかった事実が浮かび上がる。すなわち控除ではなく、財産評価を意味しているのである。また、昭和12年ごろから終戦の昭和20年にかけては、年々軍部主導の政策が色濃くなる。よって、1899年(明治32年)の法人税徴収開始から1938年(昭和13年)商法改正ならびに日華事変特別税法実施までの期間における、減価償却の変遷がわが国における減価償却の萌芽期としての重要な期間と見ることができる。

## 5. ドイツにおける減価償却の史的展開

1861年ドイツ商法典が、我が国の当時の商法典のモデルであることは周知のことだが、この当時のドイツには、1851年5月1日プロイセン階級税・所得税法(以下1851年プロイセン税法とする)が存在している。この1851年プロイセン税法の施行に関する通達が「階級税・階級別所得税の課税利益決定に関する1877年1月3日通達(以下1877年通達とする)」である。1851年プロイセン税法は、商事貸借対照表への基準性を重視し、税法独自の税務貸借対照表規定を持たない。減価償却という固定資産を更新するための商人の慣習を、税法上の課税計算

<sup>(注5)</sup> その後、1918年(大正7年)に大蔵省により、「減価償却計算内規」が作成され、税法上の耐用年数が規定されている。これについては大橋英五著『独占企業と減価償却』大月書店1985年3頁、沼田嘉穂『減価償却の理論と実務』同文館1982年218頁-219頁に詳しい。

において、どのように扱うかが問題となった。1851年プロイセン税法はあくまで「『企業の保障と健全な発展』のために遵守すべき原則のみが定められるにとどまった(松本[1980]8頁)」ため、この税法においては、この「企業の保障と健全な発展」という視点から、減価償却が位置づけられている。1851年プロイセン税法第30条第2項において、「この場合(1851年プロイセン税法における被控除数字-控除数字=課税所得という計算式において：引用者)支出として控除することを認められるのは、建物および備品の年間の減耗についての慣行の控除のほかは、商業経営あるいは事業経営等の継続のためのこれまでの金額で行われる支出だけである(松本[1980]3頁)」と規定されている。「慣行の控除(übliche Absetzung)」とは、当時すでに商人の慣行として存在していた減価償却のことを意味する。さらに、この商人の慣行は、さらにさかのぼれば、1794年プロイセン普通国法第566条「商人的方法に従って記帳されなければならない」との規定にたどり着く。松本教授は「この第566条の商人的方法という用語は簿記についての一般的方法を指すのみならず、Franzmeierは、この商人的方法という用語によって、減価償却記帳という方法も意味されていると理解している。すなわち、1851年プロイセン税法は、この1794年普通国法が証人的方法という用語によって包括的に承認した減価償却を慣行のという論理によって承認した(松本[1980]5頁)」と指摘している。

わが国の商法典のモデルとなった当時のドイツ商法典ならびに当時の税法は、「控除能力」の承認<sup>(注6)</sup>という我が国とは異なる視点から、減価償却を承認している。つまり「1851年税法は、この問題について減価償却費の控除能力

を承認するということで決定を下した。(松本[1980]4頁)」なぜ、控除するのかといえば、企業の存続のための固定資産更新ならびに取換のためである。控除能力はAbzugsfähigkeit、税法上の減価償却がAbsetzung(控除すること)を意味している。まさに、課税が始まった途端、控除するか課税するか、企業にとっては、控除が関心の的となる。この用語は、控除という考えの始まりと、減価償却が密接な関係にあることをうかがわせる。我が国においては、当初、企業が損金算入、言い換えれば控除能力を論拠とし、当局は財産時価評価から減価償却を承認した。一方、ドイツにおいては、商人の慣行である減価償却を「専門家の判断」に基づいた「所得の控除能力の承認」とし承認したのである。

## 6. 減価償却の本質と資産の拡大(動態論の形成)

減価償却の本質は、資金回収か価値移転かという論点がある。前者は、減価償却という処理を通じて、固定資産として比較的長期にわたり企業に拘束される資金が、(表面化されない形で、内在的に)回収、リリースされると同時に留保されるという思考である。このように「減価償却が投下資本の価値回収として把握されると、その実務上の実践の際に概念の内容と計算方法の多くの可能性から広範な融通性と自由操作の余地を開くことになる。(中略)さらに転化して、一時に多額に支出された費用の繰延計算も減価償却の中に包摂するにいたる。(高山[1983]7頁)」

この思考は、無節操な資産の拡大をも引き起こし、また同時に費用の計上操作をも引き起こす。本来的に財産の性質を有せず、いわば支出の費用計上のタイミングに恣意性を持たず、このような資産の拡大の本質は、減価償却における費用計上の恣意性と本質的類似した性質を持つのである。いわゆる繰延資産と呼ばれる会計的資産は、適正な期間損益計算という表面的な

(注6) 松本教授は、減価償却を意味する Abschreibung と Absetzung について、「この二つの用語はいずれも控除論理を表現しうる用語である点で共通している。(松本[1980]2頁)」と指摘している。

名目を持ちながら、その実、会計的恣意性資産ともなりうるのである。動態論的な主張が正当性を持つ経緯の中で、これを大儀とした費用計上の恣意性が正当性を持ち、会計政策の温床となっていくとも考えられる。適正な損益計算のための会計が、恣意的な損益計算のための会計に利用されるというパラドックスが生じるのである。

1938年(昭和13年)商法改正により、創立費・社債発行費・建設利益の3つの繰延資産(擬制資産)が資産として認められた。このようなわが国における資産の拡大は、当然、動態論の形成と関係している。Schmalenbachの論文Die Apschreibung(減価償却)が商学研究雑誌に記載されたのが1908年、Grundlagendynamischer Bilanzlehre, Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung(動的貸借対照表論の原理)の発表が1919年、その後Dynamische Bilanz(動的貸借対照表論)が発表される。大正12年には、中西寅雄教授によりSchmalenbach Grundlagendynamischer Bilanzlehre, Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung(動的貸借対照表論の原理)が、わが国に紹介されている。<sup>(注7)</sup> 減価償却こそが資産の核心となり、資産性を正当化する思考が生まれる。極論すれば費用から資産を見るという思考が生まれるのである。減価償却が資産の認識、資産評価を支配するようになる。これがいわゆるNeutralisierung(中和化)である。

中和化を主張したのは、Malbergである。MalbergはSchmalenbachの弟子であり、動態論の萌芽が減価償却であることから推測できるように、減価償却の本質(その表裏としての問題)を考える上で重要であることは言うまでもない。資産の中和化とは、突き詰めれば損益

計算に関係のある項目こそ資産であり、貸借対照表に記載すべきものという発想になる。極論すれば、費用化しない資産は排除するという思考に至る。償却費用化することこそ、貸借対照表能力の本質という思考が生まれるのである。「損益計算に無縁であるという意味で、貸借対照表能力を否定し、これを貸借対照表から排除せよという極めて動態論的意見が出てくるわけである。このようなネガティブな原則にこそ、動態論の虚構性が存在する(高木[2000]275頁)」のである。

## 7. むすびにかえて

減価償却をめぐることは、その恣意性と政策性から問題点も多い。明治期、わが国における減価償却導入は、海運業における国家政策的導入と法人税導入をきっかけとする損金算入をめぐる承認訴訟に端を発している。当時のわが国の商法典のモデルといわれるドイツ商法典をたどると、1861年ドイツ商法典ならびに当時のドイツ税法、1851年5月1日プロイセン階級税・所得税法に突き当たる。我が国においては、当初、企業が損金算入、言い換えれば控除能力を主張したのに対し、当局は財産時価評価からこれを承認した。一方、ドイツにおいては、当時すでに商人の慣行であった減価償却を「専門家の判断」に基づいた「所得の控除能力の承認」とし承認したのである。この商人の慣行は、1794年プロイセン普通国法第566条「商人的方法に従って記帳されなければならない」との規定にたどり着く。また、動態論の形成と発展の中で、無節操な資産概念の拡大と減価償却に代表される費用計上の恣意性が正当性を持ち、会計政策の温床となっていくとも考えられる。適正な損益計算のための処理が、恣意的な損益計算のために利用されるというパラドックスが生じたのである。会計の枠組みが大きく揺らぐ中で、減価償却という処理が本質的に内包する種々の問題について、再検討する必要がある。

<sup>(注7)</sup> わが国における動態論の展開歴史については、高木泰典著『日本動態論形成史』を参照のこと。\*本稿は会計理論学会スタディーグループ研究における、担当箇所の整理、基礎研究としてまとめたものである。

参考文献

- 市村昭三著『資金会計の基本問題』森山書店  
1979年
- 浦野晴夫著『アメリカ減価償却論-税法上の総合  
償却の会計学的考察』中央経済 1988年
- 遠藤武和著『減価償却』税務経理協会 1973年
- 大橋英五著『独占企業と減価償却』大月書店  
1985年
- 角瀬保雄著『新しい会計学』大月書店 1986年
- 角瀬保雄著『現代会計基準論 批判から提言へ』  
大月書店 1995年
- 片岡洋一著「減価償却費の本質について」『会計』  
第156巻第3号
- 佐藤信吉著『総合減価償却論』森山書店 1985年
- 敷田豊二・大橋英五著『企業再構築と経営分析』  
ミネルヴァ書房 1990年
- 高木泰典著『日本動態論形成史』税務経理協会  
2000年
- 高山朋子著『現代減価償却論』白桃書房 1983年
- 武田安弘稿「二十一世紀における我が国財務会  
計発展の特徴」『会計』第158巻第2号
- 谷江武士・小栗崇資編著『内部留保の経営分析』  
学習の友社 2010年
- 沼田嘉穂著『減価償却の理論と実務』同文館  
1982年
- 野村秀和著『現代の企業分析』青木書店 1977年
- 野村秀和著『企業分析考え方と実例』青木書店  
1990年
- 松本剛著『減価償却制度論』森山書店 1990年
- 百瀬房徳「財産目録の位置づけ」『会計』第159  
巻第5号
- 森川博著『減価償却論』森山書店 1978年
- 山口不二夫著『日本郵船会計史 財務会計編  
個別企業会計史の研究』白桃書房 1998年